

パワハラ防止法改正！！準備はできていますか？

相談無料

## パワハラ等「労務管理」に関する個別相談会

2020年6月にパワハラ防止法が改正施行され、中小事業主は2022年4月1日から義務化となります。「パワハラ防止法とは」、「何から始めていいのかわからない」など職場におけるパワハラ防止対策について理解を深め、対策を強化しましょう！

また、働き方改革・労務管理などあらゆる相談に対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■日時 令和3年11月18日（木）13:00～16:00 1時間/社 ※先着順  
以降2022年2月まで毎月第3木曜日に実施（12/16、1/20、2/17 予定）

■場所 八女商工会議所

■相談員 福岡働き方改革推進支援センター派遣 専門家

※申込多数の場合は相談日が次月以降となる場合やご希望の添えない場合もございます。

※マスク着用にてご来場ください。

※新型コロナウイルス感染拡大等で中止する場合がございます。

■お問い合わせ

八女商工会議所 経営支援課 TEL：0943-22-5161

### パワハラ等「労務管理」に関する個別相談会申込書

申込日： 年 月 日

会社名	相談者名		
住所			
TEL	FAX		
相談内容	<input type="checkbox"/> パワハラ防止法	<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 36協定
<input checked="" type="checkbox"/> をお願い 致します (複数可)	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇	<input type="checkbox"/> 人手不足
	<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し		
	<input type="checkbox"/> その他（ ） ※その他の場合ご記入ください		

※申込書にて頂いた情報は当所と福岡働き方改革支援センターで共有するほか各種分析等に利用することがあります。

八女商工会議所 行

FAX：0943-22-5164